

## 第 7 次福島県総合教育計画策定に関する懇談会設置要綱

令和 2 年 4 月 1 日  
福島県教育委員会教育長決裁

### (設置)

第 1 条 福島県教育委員会が、新たな福島県総合計画の部門別計画として、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（福島県総合教育計画）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、第 7 次福島県総合教育計画策定に関する懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 策定懇談会は、第 7 次福島県総合教育計画の原案について検討する。

### (組織)

第 3 条 策定懇談会は、委員 15 名以内をもって組織し、委員は学識有識を有する者その他適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、委員には公募による委員も含むものとする。

2 委員の任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

### (座長及び副座長)

第 4 条 策定懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

### (会議)

第 5 条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議の公開)

第 6 条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 感染症対策の観点から必要と認められる場合には、傍聴者の制限等、必要な措置を行うことができる。

### (庶務)

第 7 条 策定懇談会の庶務は、教育庁教育総務課において処理する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 10 日から実施する。

**第7次福島県総合教育計画策定に関する懇談会委員名簿**  
(令和3年1月29日現在)

(名簿は50音順、敬称は省略。退任者の役職は退任時点のもの。)

氏 名	役 職	
あ お と 青 砥	か ず き 和 希	一般社団法人未来の準備室理事長
あ ん ざ い 安 斎	や す し 康 史	福島民報社編集局長 (R2.6.30 ~ )
お の 小 野	ひ ろ し 広 司	福島民友新聞社執行役員編集局長
くろ かわ 黒 川	よ し こ 佳 子	福島県立あさか開成高等学校長
こ び や ま 小 檜山	む ね ひ ろ 宗 浩	福島県立聴覚支援学校長
さい と う 齋 藤	ゆう い ち ろ う 雄 一郎	株式会社三和製作所代表取締役
さ と う 佐 藤	ふ さ え 房 枝	福島県家庭教育インストラクター (R2.10.13 ~ )
た か せ 高 瀬	よ し こ 芳 子	大熊町教育委員会 スクールソーシャルワーカー
た に 谷	ま さ や す 雅 泰	国立大学法人福島大学副学長 (R3.1.8 ~ )
た ん の 丹 野	か す み 香 須美	福島県文化財保護審議会委員
ぼ ん ば 伴 場	けん い ち 賢 一	一般社団法人 Bridge for Fukushima 代表理事 (公募)
ふ し み 伏 見	た ま み 珠 美	福島市立渡利小学校長
もり 森	りやう 涼	福島県私立中学高等学校協会会長 (学校法人石川高等学校長)
わた な べ 渡 部	さ な え 早 苗	南会津郡只見町教育委員会教育長
く ら た 鞍 田	ほのお 炎	福島民報社編集局長 (R2.6.16 ~ R2.6.22)
なり さ わ 成 澤	しやうぞう 勝 蔵	福島県PTA連合会顧問 (R2.6.16 ~ R2.10.7)
うち だ 内 田	ひろ ゆ き 広 之	国立大学法人福島大学理事・事務局長 (R2.6.16 ~ R2.12.25)